

被災住宅の修理には



住宅応急修理制度を  
活用してください!



## 🏠 住宅応急修理制度とは…

被災した住宅を修理する場合、

**最大59万5千円**が支給される制度です

**※一部損壊（準半壊）の場合は、最大30万円**

## 🏠 対象者は…

- ・住宅の被害が**大規模半壊、半壊、一部損壊（準半壊）**
- ・公営住宅(一時避難を除く)を**利用しない**

**※一部損壊10%未満の方は対象となりません**

## 🏠 原則として

**修理の着手前に申請してください**

既に修理に着手している場合は、建築保全課にご相談ください

**※修理業者への代金の支払いが完了している場合は、応急修理の対象とすることができませんのでご注意ください**

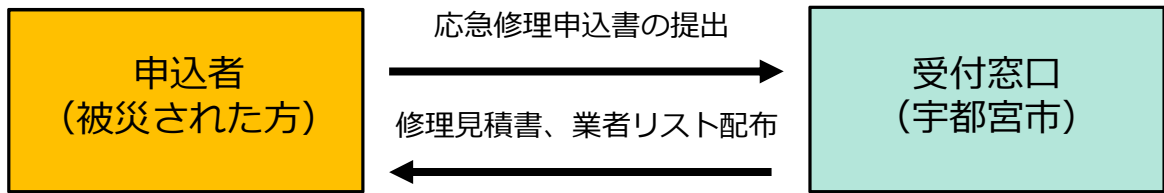
※手続きについては裏面をご覧ください。

詳しくは、宇都宮市建築保全課まで…TEL：028-632-2543

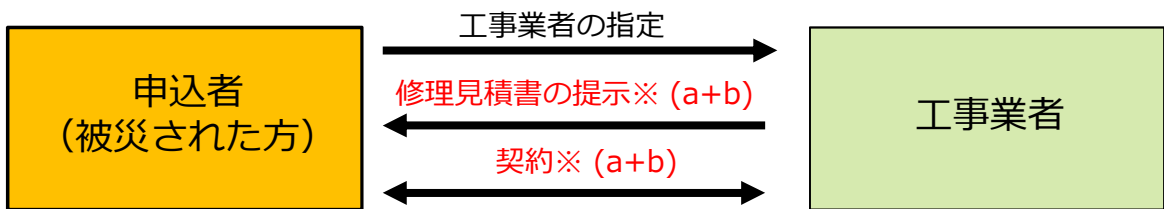


# 手続きフロー

## 1 申込

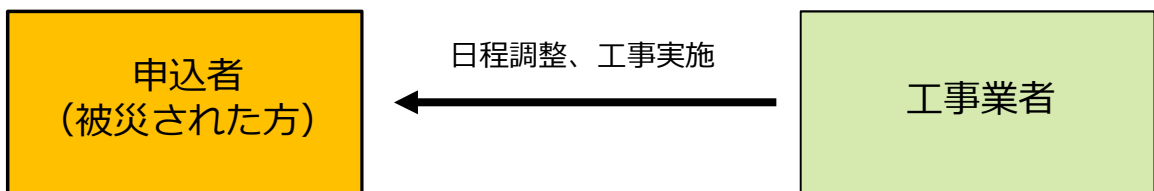


## 2 工事業者に見積相談・契約



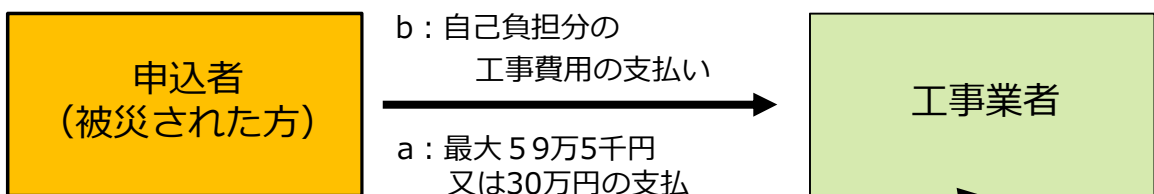
※最大59万5千円又は30万円を差し引いた額で契約となります。

## 3 工事業者が工事を実施



工事完了

## 4 工事費用の支払い



応急修理完了

(a+b)

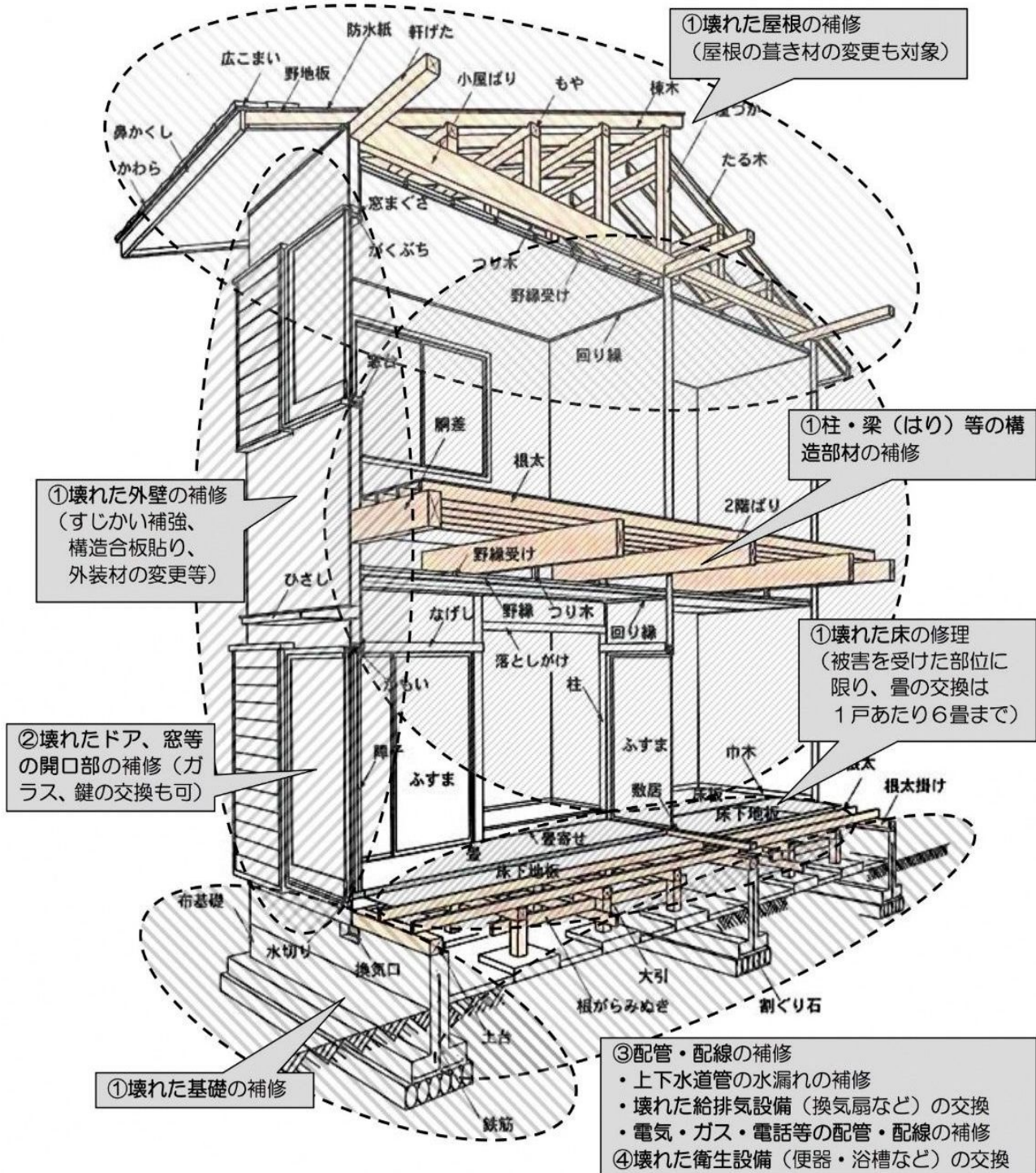
宇都宮市

a : 公費負担工事 : 上限59万5千円 詳しくは、宇都宮市建築保全課まで・・・  
b : 自己負担工事 : 全体 - a

TEL : 028-632-2543



# 修理の対象部分



## <注意点>

- ①～④は優先度を表します。
- 内装（壁紙、ふすま、障子等）、家電製品は、原則対象外です。
- 対象部分以外の工事は、**自己負担**となります。

詳しくは、宇都宮市建築保全課まで・・・

TEL：028-632-2543



## 宇都宮市の指定業者については 建築保全課へお問い合わせください

### 応急修理制度とは・・・

災害救助法に基づき、住居が大規模半壊又は、半壊の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつその者の資力が乏しい場合に、自治体が最小限度の修理を行う制度です。

- 対象世帯 自らの資力では、応急修理することができないもの
- 基準額 1世帯当たり59万5千円（大規模半壊、半壊）  
30万円（一部損壊（準半壊））
- 工事完了期間 原則として災害発生日より1ヶ月以内（国との協議により延長可）

詳しくは、宇都宮市建築保全課まで・・・

TEL：028-632-2543

# 令和元年台風19号により住宅に被害を受けられた方へ

## 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」のお知らせ

### 1 制度の概要

令和元年台風19号により「大規模半壊、半壊又は一部損壊（準半壊）した住宅」を被災者に代わり、市町村が応急修理する制度です。

### 2 対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

①大規模半壊、半壊又は一部損壊の被害を受けたこと（市町村が発行するり災証明書が必要となります）。

※全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象となります。

②応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しないと見込まれること。

③公的住宅の無償提供（一時避難を除く）を受けないこと。

### 3 所得等の要件

①大規模半壊の住家被害を受けた者については、資力要件を問わない。

②半壊又は一部損壊の住家被害を受けた者については、申出書の提出を求め、客観的に資力の有無について判断する。

### 4 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

注1）令和元年台風19号の被害と直接関係のある修理のみが対象です。

注2）内装に関するものは原則として対象外です。

注3）家電製品は対象外です。

### 5 限度額

① 一世帯あたりの限度額は59万5千円又は30万円です。

②同一世帯（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも、上記①の一世帯あたりの限度額となります。

### 6 工事完了期限

原則として災害発生日より1ヶ月以内です。

## 7 手続きの流れ

